

平成28年度における中部地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月16日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。これは、下請取引の性格から、下請法違反被疑事実があったとしても下請事業者からの情報提供が期待しにくいからである。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,940名（製造委託等^(注1)3,596名、役務委託等^(注2)1,344名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者33,500名（製造委託等26,970名、役務委託等6,530名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

| 年度 | 区分 | 親事業者調査（名） | | 下請事業者調査（名） | |
|--------|-------|-----------|-------|------------|--------|
| | | 全国 | 中部 | 全国 | 中部 |
| 平成28年度 | | 39,150 | 4,940 | 214,500 | 33,500 |
| | 製造委託等 | 25,696 | 3,596 | 151,912 | 26,970 |
| | 役務委託等 | 13,454 | 1,344 | 62,588 | 6,530 |
| 平成27年度 | | 39,101 | 4,940 | 214,000 | 32,897 |
| | 製造委託等 | 26,559 | 3,737 | 151,499 | 26,029 |
| | 役務委託等 | 12,542 | 1,203 | 62,501 | 6,868 |
| 平成26年度 | | 38,982 | 5,023 | 213,690 | 33,034 |
| | 製造委託等 | 25,935 | 3,673 | 152,504 | 25,864 |
| | 役務委託等 | 13,047 | 1,350 | 61,186 | 7,170 |

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は707件（製造委託等552件、役務委託等155件）である。事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った書面調査によるものが693件（製造委託等542件、役務委託等151件）、下請事業者等からの申告によるものが14件（製造委託等10件、役務委託等4件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は703件（製造委託等549件、役務委託等154件）である。このうち、692件（製造委託等541件、役務委託等151件）について指導の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

| 区分 年度 | | 新規着手件数 | | | | 処理件数 | | | | | |
|----------|--------|--------|-------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 書面調査 | 申告 | 中小企業 庁長官か らの措置 請求 | 計 | 措置 | | | 不問 | 計 | |
| | | | | | | 勧告 | 指導 | 小計 | | | |
| 平成28年度 | 全国 | 6,477 | 112 | 0 | 6,589 | 11 | 6,302 | 6,313 | 290 | 6,603 | |
| | 中部 | 693 | 14 | 0 | 707 | 0 | 692 | 692 | 11 | 703 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 4,554 | 82 | 0 | 4,636 | 9 | 4,447 | 4,456 | 193 | 4,649 |
| | | 中部 | 542 | 10 | 0 | 552 | 0 | 541 | 541 | 8 | 549 |
| | 役務委託等 | 全国 | 1,923 | 30 | 0 | 1,953 | 2 | 1,855 | 1,857 | 97 | 1,954 |
| | | 中部 | 151 | 4 | 0 | 155 | 0 | 151 | 151 | 3 | 154 |
| | 平成27年度 | 全国 | 6,210 | 95 | 0 | 6,305 | 4 | 5,980 | 5,984 | 287 | 6,271 |
| | | 中部 | 642 | 12 | 0 | 654 | 0 | 646 | 646 | 11 | 657 |
| 製造委託等 | | 全国 | 4,382 | 69 | 0 | 4,451 | 4 | 4,224 | 4,228 | 196 | 4,424 |
| | | 中部 | 496 | 9 | 0 | 505 | 0 | 498 | 498 | 9 | 507 |
| 役務委託等 | | 全国 | 1,828 | 26 | 0 | 1,854 | 0 | 1,756 | 1,756 | 91 | 1,847 |
| | | 中部 | 146 | 3 | 0 | 149 | 0 | 148 | 148 | 2 | 150 |
| 平成26年度 | 全国 | 5,723 | 83 | 1 | 5,807 | 7 | 5,461 | 5,468 | 376 | 5,844 | |
| | 中部 | 630 | 17 | 0 | 647 | 2 | 639 | 641 | 8 | 649 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 4,074 | 62 | 1 | 4,137 | 7 | 3,904 | 3,911 | 250 | 4,161 |
| | | 中部 | 496 | 14 | 0 | 510 | 2 | 503 | 505 | 7 | 512 |
| | 役務委託等 | 全国 | 1,649 | 21 | 0 | 1,670 | 0 | 1,557 | 1,557 | 126 | 1,683 |
| | | 中部 | 134 | 3 | 0 | 137 | 0 | 136 | 136 | 1 | 137 |

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件を行為類型別に分けると、1件の事件で複数の行為類型に該当する違反行為があった事件があるため、違反行為の類型別件数の延べ合計（以下「違反行為件数」という。）は1,204件となる。このうち、製造委託等に係るものが973件、役務委託等に係るものが231件となっている。

イ 手続規定違反^(注1)は614件で、違反行為件数1,204件の51.0%となっている。このうち、製造委託等に係るものは493件、役務委託等に係るものは121件となっている。

ウ 実体規定違反^(注2)は590件で、違反行為件数1,204件の49.0%となっている。その内訳は、①下請代金の支払遅延が288件(48.8%。実体規定違反590件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが138件(23.4%)、③下請代金の減額が66件(11.2%)等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は480件である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が220件(45.8%。製造委託等の実体規定違反480件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが116件(24.2%)、③下請代金の減額が56件(11.7%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は110件である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が68件(61.8%。役務委託等の実体規定違反110件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが22件(20.0%)、③下請代金の減額が10件(9.1%)等となっている。

(注1) 下請法第3条に規定する「書面の交付義務」及び第5条に規定する「書類の作成・保存義務」の違反をいう。以下同じ。

(注2) 下請法第4条に規定する「受領拒否」、「支払遅延」、「減額」等の禁止行為の違反をいう。以下同じ。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

| 年度 | 区分 | 手続規定違反 | | | 実体規定違反 | | | | | | | | | | | 合計 | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|------|------|--------|-------|------|-------|--------|-------|
| | | 書面交付義務 | 書類保存義務 | 小計 | 受領拒否 | 支払遅延 | 減額 | 返品 | 買ったたき | 購入等強制 | 早期決済 | 割戻困難 | 利益提供要請 | やり直し等 | 報復措置 | | 小計 | |
| 平成28年度 | 全国 | 4,806 | 629 | 5,435 | 34 | 3,375 | 489 | 15 | 1,143 | 78 | 59 | 365 | 208 | 49 | 0 | 5,815 | 11,250 | |
| | 中部 | 544 | 70 | 614 | 1 | 288 | 66 | 2 | 138 | 10 | 5 | 53 | 19 | 8 | 0 | 590 | 1,204 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 3,555 | 457 | 4,012 | 30 | 2,184 | 393 | 14 | 901 | 46 | 58 | 347 | 168 | 34 | 0 | 4,175 | 8,187 |
| | | 中部 | 437 | 56 | 493 | 0 | 220 | 56 | 2 | 116 | 7 | 5 | 52 | 15 | 7 | 0 | 480 | 973 |
| | 役務委託等 | 全国 | 1,251 | 172 | 1,423 | 4 | 1,191 | 96 | 1 | 242 | 32 | 1 | 18 | 40 | 15 | 0 | 1,640 | 3,063 |
| | | 中部 | 107 | 14 | 121 | 1 | 68 | 10 | 0 | 22 | 3 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 110 | 231 |
| 平成27年度 | 全国 | 4,507 | 470 | 4,977 | 19 | 3,131 | 373 | 14 | 631 | 69 | 56 | 210 | 161 | 33 | 0 | 4,697 | 9,674 | |
| | 中部 | 500 | 44 | 544 | 1 | 298 | 43 | 1 | 60 | 1 | 4 | 40 | 17 | 3 | 0 | 468 | 1,012 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 3,294 | 344 | 3,638 | 17 | 2,070 | 281 | 12 | 518 | 42 | 53 | 201 | 138 | 24 | 0 | 3,356 | 6,994 |
| | | 中部 | 394 | 32 | 426 | 1 | 224 | 33 | 1 | 53 | 1 | 4 | 40 | 15 | 2 | 0 | 374 | 800 |
| | 役務委託等 | 全国 | 1,213 | 126 | 1,339 | 2 | 1,061 | 92 | 2 | 113 | 27 | 3 | 9 | 23 | 9 | 0 | 1,341 | 2,680 |
| | | 中部 | 106 | 12 | 118 | 0 | 74 | 10 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 94 | 212 |
| 平成26年度 | 全国 | 4,067 | 484 | 4,551 | 32 | 2,843 | 383 | 15 | 735 | 46 | 60 | 253 | 135 | 27 | 0 | 4,529 | 9,080 | |
| | 中部 | 520 | 45 | 565 | 5 | 295 | 56 | 2 | 80 | 7 | 7 | 38 | 18 | 3 | 0 | 511 | 1,076 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 3,020 | 353 | 3,373 | 29 | 1,880 | 317 | 15 | 609 | 35 | 59 | 241 | 123 | 17 | 0 | 3,325 | 6,698 |
| | | 中部 | 415 | 36 | 451 | 5 | 226 | 48 | 2 | 66 | 5 | 7 | 37 | 16 | 2 | 0 | 414 | 865 |
| | 役務委託等 | 全国 | 1,047 | 131 | 1,178 | 3 | 963 | 66 | 0 | 126 | 11 | 1 | 12 | 12 | 10 | 0 | 1,204 | 2,382 |
| | | 中部 | 105 | 9 | 114 | 0 | 69 | 8 | 0 | 14 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 97 | 211 |

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者17名から、下請事業者1,168名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億8689万円相当の原状回復

が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者1,070名に対し、1億7729万円を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

| 年度 | 項目 | 返還を行った親事業者数 | 返還を受けた下請事業者数 | 返還の年度総額 |
|--------|--------|-------------|--------------|----------|
| | 平成28年度 | 全国 | 131名 | 4,060名 |
| 中部 | | 10名 | 1,070名 | 1億7729万円 |
| 平成27年度 | 全国 | 93名 | 4,405名 | 7億7050万円 |
| | 中部 | 6名 | 154名 | 674万円 |
| 平成26年度 | 全国 | 108名 | 2,253名 | 4億499万円 |
| | 中部 | 16名 | 387名 | 9176万円 |

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者96名に対し、129万円の遅延利息を支払った(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息及び未払金の支払状況

| 年度 | 項目 | 支払を行った親事業者数 | 支払を受けた下請事業者数 | 支払の年度総額 |
|--------|--------|-------------|--------------|----------|
| | 平成28年度 | 全国 | 144名 | 2,076名 |
| 中部 | | 5名 | 96名 | 129万円 |
| 平成27年度 | 全国 | 124名 | 2,857名 | 3億2691万円 |
| | 中部 | 2名 | 4名 | 414万円 |
| 平成26年度 | 全国 | 91名 | 1,783名 | 6299万円 |
| | 中部 | 2名 | 3名 | 22万円 |

ウ やり直し等事件においては、親事業者は、下請事業者2名に対し、830万円を返還した(第6表参照)。

第6表 やり直し等事件における不利益分の返還状況

| 年度 | 項目 | 返還を行った親事業者数 | 返還を受けた下請事業者数 | 返還の年度総額 |
|--------|--------|-------------|--------------|---------|
| | 平成28年度 | 全国 | 3名 | 3名 |
| 中部 | | 2名 | 2名 | 830万円 |
| 平成27年度 | 全国 | 2名 | 4名 | 1706万円 |
| | 中部 | — | — | — |
| 平成26年度 | 全国 | — | — | — |
| | 中部 | — | — | — |

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成28年度における中部事務所の状況は次のとおりである。

1 下請法等の普及・啓発

(1) 「基礎講習会」の実施

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや、初心者向け講習を受けたいとの要望等を踏まえ、下請法等の基礎的な内容の説明を行う「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては、中部事務所では、7会場（富山市、金沢市、岐阜県土岐市、浜松市〔2回開催〕、愛知県刈谷市及び三重県四日市市）で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成28年度においては、中部事務所管内では、当該講習会を6県7会場（うち公正取引委員会主催分4県4会場）で実施した。

(3) 事業者団体が実施する研修会等への講師派遣

下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を11回派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

2 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成29年3月末時点における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員は20名）。

平成28年度においては、下請取引等改善協力委員から、下請取引の現状等について意見聴取を行った。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談

中部事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成28年度においては、1,170件（下請法1,132件、優越的地位の濫用規制38件）に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相

談会」を実施している。

平成28年度においては、中部事務所では、4か所で実施した。

平成28年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 包装機の部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月25日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長7日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 広告物の制作を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ チラシの折込を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 産業用機械の製造及び修理を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、「キャッシュリベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② プラスチック製品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 建築物の清掃を下請事業者へ委託しているF社は、下請代金の支払時に、伝票ごとに100円未満の端数を切り捨てることにより、下請代金の額を減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

- 自動車用部品の加工を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも発注内容が増えたにもかかわらず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 自動車の修理を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、取引先から購入した健康食品を購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- ① タイルの製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。
- ② 衣料品の染色加工を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

6 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

- 包装材の印刷を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、取引先から発注が取り消されたことを理由に発注を取り消したにもかかわらず、当初の発注によって生じた費用を負担していなかった。